

よくある質問



技能実習制度との違いはなんで
すか？

技能実習は、日本での技能実習を通じた発展途上国への技術移転を目的としています。特定技能は人材不足解消のため即戦力となる外国人材の受け入れを目的としています。



技能実習生を特定技への変更は
できますか？

できます。
条件や保有資格によってことなりますので、
お気軽にお問い合わせください。



特定技能で働く外国人の雇用形
態は？

特定技能の雇用形態はフルタイム労働です。
労働日数が週5日以上かつ年217日以上で
週労働時間30時間以上が求められます。



特定技能外国人の日本語はどの
程度ですか？

N4は本当に基本的な会話に通じる程度、N2
になってくると日常会話に問題なく業務上の
指示も通じるレベルです。
ポリュームゾーンとしてはN3～N4の方が
多いです。



人材不足・外国人採用 についてこんなお悩み ありませんか？

- 外国人を雇用するとき何から始めれば良いかわからない。
- 手続き業務を外部委託しているためコストがかかる。
- 出入国在留管理局への申請手続きが複雑で理解できない。
- 必要な生活サポートがたくさんあって大変。



株式会社

Connect Global

870-0018

大分市豊海4丁目1番1号



yuri.umeda1210@gmail.com

特定技能を利用し人手不足を解決しませんか？

現地の日本語学校を卒業した、外国人人材をご紹介します。
入社準備、入社後の支援まですべて対応しますので、初めての外国人採用でも心配なし！



特定技能って何？

特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能をもっている外国人を受け入れることを目的とした制度です。

特定技能外国人労働者が単純作業を含む幅広い業務に従事できることが最大のメリットです。

特定技能登録支援機関とは？

特定技能制度において、外国人受け入れを行う企業である「受入れ機関（特定技能所属機関）」は、特定技能外国人に対して業務や日常生活を円滑に行えるように、「支援計画」を作成し、支援を行うことが義務づけられています。

受入れ機関が支援する内容は多岐にわたり、専門的な内容も含まれるため、自社ですべての支援を行うことは困難なため、支援の委託を受けて代わりに実施していくことが「登録支援機関」になります。

What we can do 当社ができること

01. 人材紹介

インドネシア・ミャンマー・フィリピン等の日本語学校を卒業しN4(日本語能力試験) レベル以上の外国人人材をご紹介します。

02. ビザ申請サポート

申請手続きはすべて当社が最後までサポート。初めての外国人採用でも心配いりません。

03. 事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続について、対面・テレビ電話等で説明。

04. 入社後の支援

必要に応じて住居地・社会保障・税などの公的手続の同行、書類作成の補助。
支援責任者等が、外国人及びその上司等と定期的（3ヶ月に1回以上）に面談し、所属機関と外国人のすれ違いをなくす良好な関係作りを支援します。

05. 出入国する際の送迎

入国時に空港等と事業所又は住居への送迎。
帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行。



主な就労実績

農業分野、漁業分野、
造船・船用分野、
飲食料品製造業分野、
介護分野、自動車整備

